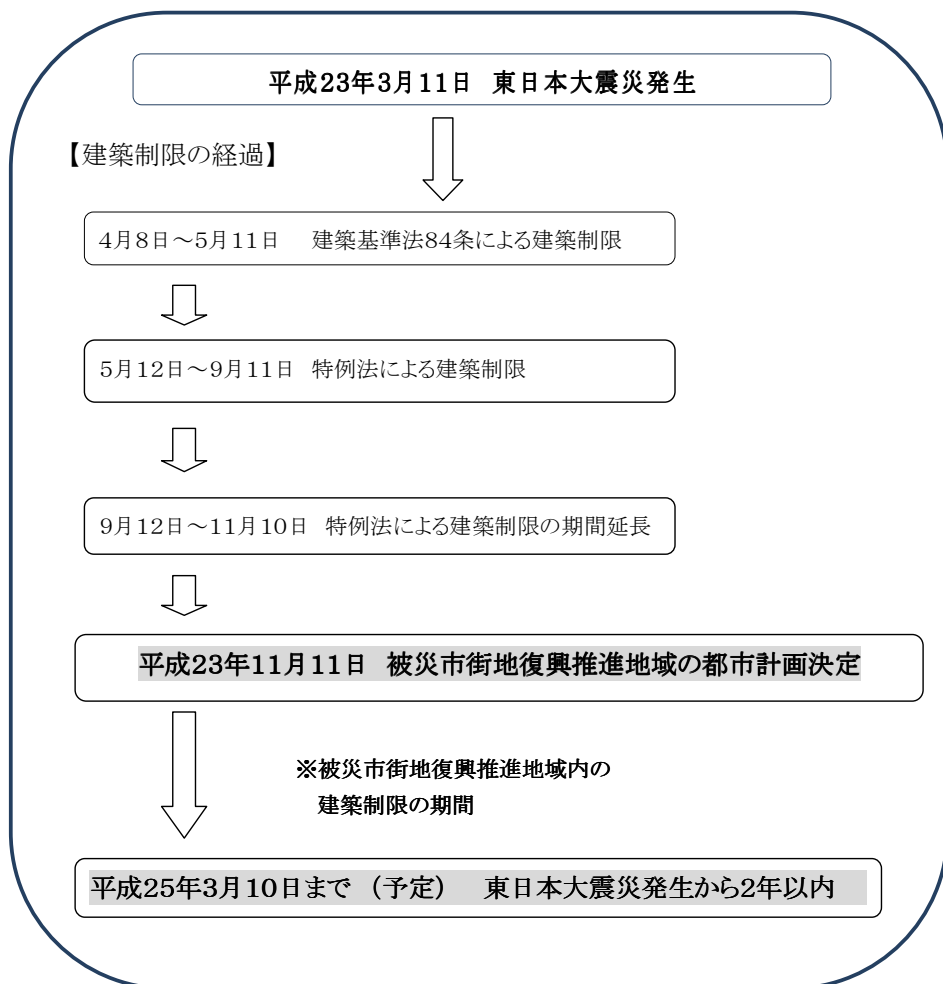


関東地区被災市街地復興推進地域について(概要)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた関東地区(市街化区域)において、災害に強い市街地整備を実現するため、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行いました。

【関東地区(市街化区域)に関する経過と今後の予定について】



1. 被災市街地復興推進地域とは

- 被災市街地復興特別措置法第5条の規定に定められた地域
- 大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、地区計画やその他の都市計画決定の必要がある地域
- 被災した市街地の面的整備や、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備などを進める地域となります
- 被災市街地の復興を図るための事業の手続きが行われるまで、被災市街地復興推進地域内の建築行為に対し制限を行います

2. 被災市街地復興推進地域内の建築等の許可について

【許可を受けて建築が可能な建築物】

- 建築物等の新築、改築又は増築
 - ・自己の居住用の住宅又は自己業務用の建築物(賃貸アパートなどの住宅を除く)で、下記の要件に該当するもの。
 - (イ) 2階以下で、かつ、地階を有しないこと
 - (ロ) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること
(鉄筋コンクリート造の建築物は建築できません)
 - (ハ) 容易に移転し、又は除却することができること
 - (ニ) 敷地の面積が300㎡未満であること
- ※ このほか、復興に係る事業の支障とならない建築行為等が許可の要件となります**

【許可を受けずに建築が可能な建築物】

- 既存の建築物の敷地内において行う、車庫、物置等の新築、改築又は増築(2階以下で、かつ、地階を有しないこと)
- 農林漁業者の物置、作業小屋等で90㎡以下の木造の新築、改築、増築(2階以下で、かつ、地階を有しないこと)

※このほか、上記の建築物で復興に係る事業の支障とならない軽易なもの